

代車使用同意書

貸主、仲林工業株式会社（以下「甲」という。）と利用者（以下「乙」という。）は、甲が所有する車両（以下「本車両」という。）の貸与に関し、以下のとおり合意する。

第1条（目的）

本契約は、甲が乙に対し、本車両を一時的に貸与するにあたり、その使用条件および責任関係を定めることを目的とする。本車両の貸与は甲の任意による無償サービスであり、甲は貸与義務を負わない。

第2条（運転者の限定・遵守事項）

乙は、本車両を自ら運転するものとし、第三者に運転させ、または転貸してはならない。

乙は、本車両の使用にあたり、善良な管理者の注意をもって取り扱うものとする。

乙は、車内での喫煙（電子タバコ含む）およびペットの同乗を禁止する。これに違反し清掃が必要となった場合、乙はその費用を負担する。

第3条（使用範囲）

乙は、本車両を以下の範囲内で使用するものとする。これに違反して損害が生じた場合、乙は一切の賠償責任を負う。

- ・日常生活の範囲内（通勤・買い物等）での使用
- ・片道 50km を超える長距離運転の禁止
- ・業務利用（営業、配達その他営利目的）の禁止
- ・ドライブレコーダー等の車載機器の設定変更・取り外しの禁止

第4条（事故・損害時の保険適用）

本車両の使用中に事故が発生した場合、乙が加入する自動車保険の「他車運転特約」等を優先して適用するものとする。

前項の保険が適用できない場合、または損害額が保険金額を超える場合、乙は不足分を全額負担する。

例外的に甲が加入する保険を適用する場合であっても、以下の費用は乙の負担とする。

- ① 免責金額（自己負担金）
- ② 保険適用外の損害（自損事故、当て逃げ等）
- ③ 保険適用による翌年以降の保険料増額分に相当する損害金

第5条（事故・損害時の責任と負担）

本車両の使用中に事故が発生した場合、乙は自らの責任と負担において解決するものとし、甲が加入する自動車保険は原則として適用しない。

乙は、自らが加入する自動車保険（他車運転特約等）を優先的に適用して損害を賠償するものとする。

乙の保険が適用できない場合、または保険金で不足する損害（対物超過、自損事故、車両修理費、評価損等）については、乙がすべて現金にて実費を賠償するものとする。

第6条（修理・休車損害）

乙の過失により本車両に損傷が生じた場合、乙は修理費用実費を負担する。

事故等により本車両が使用不能となった場合、乙は修理期間中の休車損害（営業損失）として、甲が定める合理的な金額を支払うものとする。

第7条（交通違反）

乙が本車両の使用中に道路交通法違反（放置駐車違反等）を犯した場合は、乙が自らの責任で反則金の納付等を行い、甲に一切の迷惑をかけるものとする。後日、甲に納付命令等が届いた場合、甲は乙に対し当該費用を請求できるものとする。

第8条（燃料代・返却）

本車両の燃料代は乙の負担とする。返却時は原則として満タンの状態で返却するものとする。

乙は、指定された返却期限を厳守するものとする。

第9条（貸与の終了）

乙が本契約に違反した場合、甲は直ちに本車両の貸与を終了することができる。

第10条（合意管轄）

本契約に関して紛争が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

【車両情報】

車名： _____

登録番号： _____

【利用者（乙）】

住所： _____

氏名： _____

電話番号： _____

免許証番号： _____

署名日：20____年____月____日